

108 短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	利用者数25人以下	☐	看護・介護1人未満
	利用者数26人以上60人以下	☐	看護・介護2人未満
	利用者数61人以上80人以下	☐	看護・介護3人未満
	利用者数81人以上100人以下	☐	看護・介護4人未満
	利用者数101人以上	☐	看護・介護4+25 又は端数を増す 毎に1を加えた 数未満
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	☐	満たさない
定員超過減算		☐	該当
人員基準減算		☐	該当
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	☐	未配置
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐	未配置
機能訓練指導員加算	専ら職務に従事する常勤の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師）を1人以上配置	☐	配置
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置	☐	配置
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師）を1名以上配置	☐	配置
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成	☐	3月ごとに実施
	計画に基づく機能訓練の実施	☐	実施
看護体制加算（Ⅰ）	1 常勤の看護師1名以上配置	☐	該当
	2 定員、人員基準に適合	☐	あり
看護体制加算（Ⅱ）	1 常勤換算で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人以上配置	☐	該当
	2 看護職員による24時間の連絡体制の確保	☐	あり
	3 定員、人員基準に適合	☐	あり

点検項目	点検事項	点検結果	
医療連携強化加算	看護体制加算（Ⅱ）を算定	☐	該当
	利用者の急変の予測や早期発見のため、看護職員による定期的な巡視	☐	実施
	協力医療機関と連携との緊急時対応の取り決め	☐	実施
	急変時の医療提供の方針について、利用者から同意	☐	実施
夜勤職員配置加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）	夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる（夜勤減算とならない）数に1を加えた数以上配置	☐	該当
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て短期入所生活介護を開始	☐	該当
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していない。	☐	該当
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当
	利用開始日から7日を限度として算定	☐	該当
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	☐	該当
	介護サービス計画書による記録	☐	該当
若年性認知症利用者受入加算	利用者ごとの個別担当者	☐	該当
	利用者に応じたサービスの提供	☐	該当
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	☐	該当
送迎加算 緊急短期入所受入加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり
	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない。	☐	あり
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	☐	あり
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐	あり
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	☐	あり
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐	あり
	適切なアセスメントによる代替手段の確保	☐	あり
	連続算定日数	☐	7日以内（やむを得ない事情がある場合

点検項目	点検事項	点検結果		
長期利用者減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業書に入所	☐	該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	☐	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	あり	
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	☐	あり	
	療養食の献立の作成の有無	☐	あり	療養食献立表
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	☐	実施	委託契約書
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐	6割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐	あり	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	☐	5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐	あり	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1 看護・介護職員のうち常勤職員	☐	7割5分以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐	あり	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1 直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員	☐	3割以上	
	2 定員、人員基準に適合	☐	あり	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）のいずれかに適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の（一）、（二）、（三）のいずれかに適合	☐	
	（一）任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（二）資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	（三）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	